

宮古市 包括的相談支援における共通ルール



属性を問わず相談を受け止め、複数の分野にまたがるケースは、**包括的相談支援機関間で連携・協働して支援を進める。**

包括的相談支援機関間で連携・協働しても解決することが難しいケースや、既存の制度や事業で対応できないケースは**多機関協働事業者**へつなぐ。



多機関協働事業者へつなぐ際は、基本的に世帯の同意(重層の利用及び関係機関への個人情報提供)を得たうえで、**相談シートを作成のうえ依頼**する。

世帯の同意が得られた場合は、「**重層的支援会議**」を開催し、支援プランにもとづき、役割分担やプランについての協議を行う。



世帯の同意が得られない場合は、「**支援会議**(社会福祉法第106条)」を開催し、情報の共有や支援方針についての協議を行う。

多機関協働事業者は「困難ケース対応依頼先」ではない。制度の狭間の「穴埋め」ではなく、後方支援による「役割分担及び調整」。支援の主体はあくまでも**包括的相談支援機関や関係機関**。



既存の制度につながるなど、支援の見通しがついた段階で、多機関協働事業としての支援は終了となる。

※包括的相談支援機関・・・ ①地域包括支援センター ②レインボーネット
③こども家庭センター ④くらしネットみやこ